

屋内グラウンドの利用について

【利用上のルールについて】

1. 使用申込みについて

- ① 利用する団体は、「利用希望団体代表者会議」終了後（冬期間）、速やかに使用申請書を提出してください。
- ② 申請書提出後、取り止めする場合は、「取り止め届」を提出してください。
- ③ 利用団体の代表者は、責任を持って利用状況を把握してください。

2. 利用上の注意

- ① 待機・送迎待ち等でエントランスホールを利用する際は、他利用者の迷惑にならないように荷物等の管理をすること。また騒がないこと。
- ② 屋内グラウンドに出入りする際は、雪・土等を落としてください。（確認すること）
- ③ トイレは、なるべく屋内グラウンドにあるトイレを使用してください。

3. グラウンド利用後の片付けについて

- ① トンボがけ・ブラシがけをして、グラウンドを使用前のように回復すること。
- ② イス・掲示板・ブラシなどを元の位置に戻し、ゴミが落ちていないか、忘れ物がないか確認すること。
- ③ ゴミ（燃える・燃えない・空き缶等）は各自持ち帰ること。
- ④ エントランスホール・玄関にグラウンドの砂が落ちていたら掃除してください。

4. 用具保管について

- ① 申し出があれば、保管するに相応しい用具か判断のうえ、冬期間（12月～3月）に限り保管場所を提供することができる。但し、いかなる場合でも用具の紛失・破損については、一切責任を負わないものとする。

5. 備付備品等の破損について

- ① 備付の設備及び備品等を破損した場合、速やかに報告すること。
- ② 各自で業者に修繕を依頼し、業者名や作業日程等を報告すること。
- ③ 費用は破損させた団体の負担とし、原状回復すること。

6. その他

- ① 公的機関が主催する事業・大会のため日時の変更又は、利用の取り止めをお願いする場合があることをご了承ください。